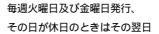
兵庫県公報

平成20年9月24日 水曜日 第 2016 号

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号





(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

		^° −シ ៎
	救急病院の認定(医務課)	1
	特定計量器所在場所定期検査の実施(工業振興課)	2
	土地改良区役員の退任及び就任の届出 (農地整備課)	2
	土地改良区の定款の変更認可(同)	4
	県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同)	4
	同 上(同)	4
	市営土地改良事業の計画変更同意 (同)	5
	国土調査の成果の認証 (同)	5
	保安林の指定(豊かな森づくり課)	6
		6
	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課)	7
	同 上(同)	8
	直路の区域の変更及の供用開始(直路体主議)	9 10
	土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	10
		17
	同 上(同)	19
	同 上(同)	19
		40
	税務職員身分証票無効公告(税務課)	19
	兵庫県高齢者特別賞表彰(高齢社会課)都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課)	20 22
	即川計画法第30余第3頃に奉ラく工事元」公司(即川計画跡)	22
	選挙管理委員会告示	
	平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正	22
	地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	23
	地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	24
	告 示	
F.	車県告示第965号	
 1-		
	敗急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と	認定
		認定
3		認定
3	た。 平成20年 9 月24日	
オ し7	た。 平成20年9月24日 兵庫県知事 井 戸 敏	
3	た。 平成20年9月24日 兵庫県知事 井 戸 敏 名 称 医療法人社団十善会 野瀬病院	
オ し7	た。 平成20年9月24日 兵庫県知事 井 戸 敏 名 称 医療法人社団十善会 野瀬病院 所 在 地 神戸市長田区久保町3丁目9番7号	
オ し7	た。 平成20年9月24日 兵庫県知事 井 戸 敏 名 称 医療法人社団十善会 野瀬病院 所 在 地 神戸市長田区久保町3丁目9番7号 認 定 年 月 日 平成19年12月13日	
1 1	た。 平成20年9月24日 兵庫県知事 井 戸 敏 名 称 医療法人社団十善会 野瀬病院 所 在 地 神戸市長田区久保町3丁目9番7号 認 定 年 月 日 平成19年12月13日 認定の有効期限 平成22年12月12日	
オ し7	た。 平成20年9月24日	
1 1	た。 平成20年9月24日	

認 定 年 月 日 平成20年4月1日 認定の有効期限 平成23年3月31日

4 名 称 尾原病院

所 在 地 神戸市須磨区妙法寺荒打308番地の1

認 定 年 月 日 平成20年7年28日認定の有効期限 平成23年7月27日5 名 称 加古川市民病院

所 在 地 加古川市米田町平津384番地の1

認 定 年 月 日 平成20年9月1日 認定の有効期限 平成23年8月31日

兵庫県告示第966号

計量法 (平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、皮革面積計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

検査実施区域	検 査 実 施 期 日	検 査 実 施 場 所
たつの市、揖保郡太子町	平成21年3月9日から同月31日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)の期間で別に通知する期日	その皮革面積計の所在の場所

兵庫県告示第967号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 西光寺野土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所 <u>監事 山路昌司 姫路市船津町5238番地</u>7

就任役員

役員の区分氏名住所監事青田英昭姫路市船津町5041番地2

2 中佐土地改良区

退任役員

役員の区分 Æ 名 所 住 理 事 田中辰雄 豊岡市大谷391番地 同 井 本 雅 士 同 市吉井624番地 石 原 章 二 同 同 市内町654番地 三 笠 哲 哉 同 市内町588番地 同 同 森田隆之 同 市大谷582番地 同 紙 谷 芳 明 同 市福成寺181番地 同 片 山 武 彦 同 市福成寺264番地 見上 同 市野垣205番地 同 勉 同 石田昌志 同 市野垣176番地 同 市吉井526番地 同 本井吉彦

同	深山昭義	同 市庄281番地
	三谷壽洋	同 市庄435番地
監事	竹中誠男	
同	片 山 孝 之	同 市福成寺129番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理事	田中辰雄	豊岡市大谷391番地
同	見上勉	同 市野垣205番地
同	井 本 雅 士	同 市吉井624番地
同	石 原 章 二	同 市内町654番地
同	森田隆之	同 市大谷582番地
同	石田昌志	同 市野垣176番地
同	三谷壽洋	同 市庄435番地
同	吉田順治	同 市内町503番地
同	小山綱雄	同 市福成寺160番地
同	小山幸雄	同 市福成寺910番地の1
同	谷 口 昭 二	同 市吉井388番地
同	中本孝一	同 市庄189番地
監事	竹 中 誠 男	同 市吉井569番地
	片山孝之	同 市福成寺129番地
3 寺内土地改良区	/1 H 3 ~	
退任役員	т А	i rr
役員の区分	氏 名	住 所
理事	山口昭夫	南あわじ市八木寺内828番地
同	土井清溢	同 市八木寺内211番地
同	宮 地 政 次	同 市八木寺内1267番地
同	窪田 良岱	同 市八木寺内391番 1
同	清 水 昭 男	同 市八木寺内460番地
同	上 田 恵 万	同 市八木寺内1601番地
同	片 山 正	同 市八木寺内710番地
同	山口健一	同 市八木寺内926番地
同	前川照夫	同 市八木寺内557番地
同	北川満夫	同 市八木寺内227番地
同	北野雅章	同 市八木寺内123番地
同	野口等	同 市八木寺内1168番地
同	山野恭男	同 市八木寺内1115番地
同	出口良一	同 市八木寺内1237番地
同	宮本良三	同 市八木寺内1246番地
監事	宮地恒雄	同 市八木寺内1245番地
同	森 晃宏	同 市八木寺内206番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理事	宮地政次	南あわじ市八木寺内1267番地
日日日	上田恵万	同 市八木寺内1601番地
同	窪 田 良 岱	同 市八木寺内391番 1
同	清水昭男	同 市八木寺内460番地
同	片 山 正	同 市八木寺内710番地
同	山口茂樹	同 市八木寺内923番地
同	前 川 光 利	同 市八木寺内548番地
同	北 川 満 夫	同 市八木寺内227番地

同	北	野	雅	章	同	市八木寺内123番地
同	野	П	昌	敏	同	市八木寺内947番地
同	山	野	恵	男	同	市八木寺内1144番地
同	出		良	_	同	市八木寺内1237番地
同	宮	本	良	Ξ	同	市八木寺内1246番地
監事	宮	地	恒	雄	同	市八木寺内1245番地
同	森		晃	宏	同	市八木寺内206番地

兵庫県告示第968号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
寺内土地改良区	平成20年9月9日
赤穂土地改良区	平成20年 9 月10日

兵庫県告示第969号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年9月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦覧の場所
ため池等整備事業 (一般)	1 号池地区	平成20年9月24日から	神 戸 市
ため池整備工事 小規模		同 年10月14日まで	西 区 役 所

兵庫県告示第970号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年9月10日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年9月24日

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦覧の場所
特定農業用管水路等 特別対策事業	別所地区	平成20年9月24日から 同 年10月14日まで	三木市役所
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 (都市型緊急整備事業) 小規模	惣毛池地区	回上	高 砂 市 役 所

兵庫県告示第971号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事 業 名	地区名	同意年月日
三木市	基盤整備促進事業	戸田地区	平成20年 9 月10日

兵庫県告示第972号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 調査を行った者の名称

淡路市

(2) 調査を行った期間

平成17年11月から平成20年3月まで

(3) 成果の名称

淡路市(大字斗ノ内の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

淡路市斗ノ内の一部

(5) 認証年月日

平成20年9月10日

2(1) 調査を行った者の名称

淡路市

(2) 調査を行った期間

平成17年6月から平成19年3月まで

(3) 成果の名称

淡路市 (大字塩尾の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

淡路市塩尾の一部

(5) 認証年月日

平成20年9月10日

3(1) 調査を行った者の名称

美方郡香美町

(2) 調査を行った期間

平成17年5月から平成20年3月まで

(3) 成果の名称

美方郡香美町(小代区大字秋岡の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

美方郡香美町小代区大字秋岡の一部

(5) 認証年月日

平成20年9月10日

4(1) 調査を行った者の名称

美方郡香美町

(2) 調査を行った期間

平成17年5月から平成20年3月まで

(3) 成果の名称

美方郡香美町(村岡区大字作山の一部)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

美方郡香美町村岡区大字作山の一部

(5) 認証年月日

平成20年9月10日

兵庫県告示第973号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

淡路市尾崎字枯木26の5、26の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地 域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第974号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

淡路市尾崎字枯木34の29

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地 域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第975号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設 の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事 項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名 株式会社クボタ阪神工場 尼崎市大浜町2丁目26番地 工場長 清 水 孝 司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 株式会社クボタ阪神工場 尼崎市大浜町2丁目26番地
- (3) 特定施設に関する事項

種					類	54号口 成型機	
能					力	ダクタイル鉄管16本 / 日	
工事着	手 予	定	年	月	日	許可後	
工 事 完	成 予	定	年	月	日	着手後 1 箇月	
使 用 開	始 予	定	年	月	日	完成後	
使用時間の間隔	隔及び1日	当当た	טס.	使用時	間	8時~17時 4時間	
使用時間(の季節	的変	動	の概	要	なし	
区分						通常	最大
	水 素	イ <i>オ</i> 水 素			度	9 ~11	13
使用時において当該特定施	生物化	学的			量	20	35
設から排出さ 化学的酸素要求量 れる汚水等の (単位 mg/L)					量	25	40
汚染状態の通 常の値及び最 大の値 (単位 mg/L			量	150	750		
) (V) III							

室 素 含 有 量 (単位 mg/L)	2	4
リ ン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.2	0.4
六価クロム化合物 (単位 mg/L)	0.4	0.8
て当該特定施設から排出され (単位 m³/日)	1	2

備考 既設施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成20年9月24日から同年10月15日まで
 - (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び尼崎市環境市民局環境部公害対策課

兵庫県告示第976号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設 の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事 項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

播州織工業協同組合

西脇市鹿野町162番地

理事長 岡 本 和 幸

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

播州織工業協同組合

西脇市鹿野町162番地

(3) 特定施設に関する事項

種								類	19号チ 薬 (No.1)	液浸透施設	19号チ 薬 (No.2)	液浸透施設
能								力	700m/時		300m/時	
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	許可後		同左	
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	着手後1箇月	I	同左	
使	用	開	始	予	定	年	月	日	完成後		同左	
使用	時間	の間	隔及7	ブ1E	当当た	りの	使用時	間	6 時 ~ 22時	4 時間	6 時 ~ 22時	3 時間
使	用時	間(の 季	節	的変	動	の概	要	なし		同左	
				Σ	<u> </u>		分		通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)				6 ~ 7	5 ~ 8	6 ~ 7	5 ~ 8				

使用時におい	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	300	200	300
て当該特定施 設から排出される汚水等の 汚染状態の通 常の値及び最 大の値	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	300	200	300
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	5	10	5	10
	室 素 含 有 量 (単位 mg/L)	З	5	З	5
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1	2	1	2
	て当該特定施設から排出され (単位 m³/日)	4.5	9	4.5	9

備考 他工程水を減少させるため、排出水の量が通常38m3/日、最大58m3/日減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年9月24日から同年10月15日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び西脇市福祉生活部生活環境課

兵庫県告示第977号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年9月24日か ら供用を開始する。

その関係図面は、平成20年9月24日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦 覧に供する。

平成20年9月24日

道路の種類	道路	の E	☑ 域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
	姫路市西今宿8丁目914番6から 同 市神子岡前1丁目1474番4まで 姫路市西今宿8丁目914番6から		4.0から 21.0まで 3.0から	1,539.0	
	同 市西今宿8丁目898番1まで	 旧	19.0まで	159.0	
	姫路市西今宿8丁目914番6から 同 市西今宿3丁目369番3まで		16.0から 29.0まで	875.0	予定地
県道	姫路市西今宿3丁目369番3から 同 市神子岡前1丁目1474番4まで		16.0から 27.0まで	773.0	
田寺今在家線	姫路市西今宿8丁目914番6から 同 市神子岡前1丁目1474番4まで		4.0から 21.0まで	1,539.0	
	姫路市西今宿8丁目914番6から 同 市西今宿5丁目179番1まで	新	16.0から 30.0まで	396.0	
	姫路市西今宿5丁目179番1から 同 市西今宿3丁目369番3まで	初	16.0から 29.0まで	479.0	予定地
	姫路市西今宿3丁目369番3から 同 市神子岡前1丁目1474番4まで		16.0から 27.0まで	773.0	

兵庫県告示第978号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年9月24日か ら供用を開始する。

その関係図面は、平成20年9月24日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧 に供する。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路	の	種	類	道路	の E	区域		
路	線		名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道				丹波市山南町下滝字池ノ谷口485番2から 同 市山南町太田字野所600番まで	IΒ	5.0から 32.0まで 8.0から 52.0まで	2,880.0	一部 予定地
篠山	山	南	線	丹波市山南町下滝字池ノ谷口485番2から 同 市山南町太田字野所600番まで	新	5.0から 32.0まで 10.0から 52.0まで	2,880.0	一部 予定地

兵庫県告示第979号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年9月24日

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北田中 (135000049)	神崎郡市川町北田中(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
初鹿野 (135000050)	神崎郡市川町屋形(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
屋形 (135000051)	神崎郡市川町屋形(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
美佐 (135000052)	神崎郡市川町美佐(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
西小畑 (135000053)	神崎郡市川町小畑(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
東小畑(1) (135000054)	神崎郡市川町小畑(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
西小畑(1) (135000055)	神崎郡市川町小畑(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
西小畑(2) (135000056)	神崎郡市川町小畑(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
東小畑 (135000057)	神崎郡市川町小畑(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊

東小畑(4) (135000058)	神崎郡市川町小畑(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
東小畑(2) (135000059)	神崎郡市川町小畑(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
東小畑(3) (135000060)	神崎郡市川町小畑(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
小畑(2) (135000061)	神崎郡市川町小畑(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
小畑(3) (135000062)	神崎郡市川町小畑(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
小畑(1) (135000063)	神崎郡市川町小畑(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥御舟(2) (135000064)	神崎郡市川町小畑(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥御舟(1) (135000065)	神崎郡市川町小畑(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥御舟(2) (135000066)	神崎郡市川町小畑(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥御舟(3) (135000067)	神崎郡市川町小畑(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥御舟(4) (135000068)	神崎郡市川町小畑(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
下瀬加 (135000069)	神崎郡市川町下瀬加(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥御舟(1) (135000070)	神崎郡市川町小畑(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
河内(1) (135000071)	神崎郡市川町下牛尾(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
河内(2) (135000072)	神崎郡市川町下牛尾(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
市場(1) (135000073)	神崎郡市川町下牛尾(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
市場(2) (135000074)	神崎郡市川町下牛尾(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
市場(3) (135000075)	神崎郡市川町下牛尾(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
忍辱(3) (135000076)	神崎郡市川町下牛尾(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
忍辱(4) (135000077)	神崎郡市川町下牛尾(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
下岡(2) (135000078)	神崎郡市川町下牛尾(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
下岡(1) (135000079)	神崎郡市川町下牛尾(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊

忍辱(1) (135000080)	神崎郡市川町下牛尾(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
忍辱(2) (135000081)	神崎郡市川町下牛尾(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩谷 (135000082)	神崎郡市川町上牛尾(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
半瀬 (135000083)	神崎郡市川町上牛尾(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
御室(1) (135000084)	神崎郡市川町上瀬加(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
御室 (135000085)	神崎郡市川町上瀬加(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
戸安 (135000086)	神崎郡市川町上瀬加(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
御室(2) (135000087)	神崎郡市川町上瀬加(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
御舟(1) (135000088)	神崎郡市川町下瀬加(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
御舟(2) (135000089)	神崎郡市川町下瀬加(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
御舟 (135000090)	神崎郡市川町下瀬加(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
御舟(1) (135000091)	神崎郡市川町下瀬加(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
御舟(2) (135000092)	神崎郡市川町下瀬加(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
瓜生田(1) (135000093)	神崎郡市川町下瀬加(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
御舟(3) (135000094)	神崎郡市川町下瀬加(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
瓜生田(1) (135000095)	神崎郡市川町下瀬加(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
瓜生田(2) (135000096)	神崎郡市川町下瀬加(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
鬼谷 (135000097)	神崎郡市川町下瀬加(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
鬼谷 (135000098)	神崎郡市川町下瀬加(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
鬼谷 (135000099)	神崎郡市川町下瀬加(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
加茂地(1) (135000100)	神崎郡市川町下瀬加(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
山添 (135000101)	神崎郡市川町下瀬加(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊

加茂地(2) (135000102)	神崎郡市川町下瀬加(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
峠 (135000103)	神崎郡市川町下瀬加(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
山添 (135000104)	神崎郡市川町下瀬加(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
東川辺(1) (135000105)	神崎郡市川町東川辺(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
東川辺(2) (135000106)	神崎郡市川町東川辺(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
東川辺(3) (135000107)	神崎郡市川町東川辺(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
東川辺(1) (135000108)	神崎郡市川町東川辺(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
東川辺(2) (135000109)	神崎郡市川町東川辺(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
西川辺(1) (135000110)	神崎郡市川町西川辺(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
西川辺 (135000111)	神崎郡市川町西川辺(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
西川辺 (135000112)	神崎郡市川町西川辺(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
小畑 (135000113)	神崎郡市川町小畑(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
浅野 (135000114)	神崎郡市川町浅野(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
浅野 (135000115)	神崎郡市川町浅野(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
浅野 (135000116)	神崎郡市川町浅野(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷(1) (135000117)	神崎郡市川町谷(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷(2) (135000118)	神崎郡市川町谷(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷 (135000119)	神崎郡市川町谷(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷 (135000120)	神崎郡市川町谷(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷(3) (135000121)	神崎郡市川町谷(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
田中 (135000122)	神崎郡市川町田中(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
田中 (135000123)	神崎郡市川町田中(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊

近平 (135000124)	神崎郡市川町近平(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥 (135000125)	神崎郡市川町奥(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂戸 (135000126)	神崎郡市川町坂戸(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
甘地 (135000127)	神崎郡市川町甘地(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
西田中 (135000128)	神崎郡市川町西田中(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
保喜(1) (135000129)	神崎郡市川町保喜(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
保喜(2) (135000130)	神崎郡市川町保喜(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
初鹿野(1) (235000032)	神崎郡市川町屋形(別図83のとおり)	土石流
初鹿野(2) (235000033)	神崎郡市川町屋形(別図84のとおり)	土石流
石神北谷 (235000034)	神崎郡市川町屋形(別図85のとおり)	土石流
丁塚ヶ谷 (235000035)	神崎郡市川町屋形(別図86のとおり)	土石流
下モ山 (235000036)	神崎郡市川町屋形(別図87のとおり)	土石流
猿田彦谷 (235000037)	神崎郡市川町美佐(別図88のとおり)	土石流
山王南 (235000038)	神崎郡市川町美佐(別図89のとおり)	土石流
諏訪北谷 (235000039)	神崎郡市川町美佐(別図90のとおり)	土石流
窪谷 (235000040)	神崎郡市川町谷(別図91のとおり)	土石流
皿池西谷 (235000041)	神崎郡市川町神崎(別図92のとおり)	土石流
片瀬 (235000042)	神崎郡市川町奥(別図93のとおり)	土石流
市場谷 (235000043)	神崎郡市川町下牛尾(別図94のとおり)	土石流
忍辱東谷 (235000044)	神崎郡市川町下牛尾(別図95のとおり)	土石流
忍辱奥山北(1) (235000045)	神崎郡市川町下牛尾(別図96のとおり)	土石流
忍辱奥山北(2) (235000046)	神崎郡市川町下牛尾(別図97のとおり)	土石流

狭間山 (235000047)	神崎郡市川町下牛尾(別図98のとおり)	土石流
下牛尾千玉 (235000048)	神崎郡市川町下牛尾(別図99のとおり)	土石流
下岡谷 (235000049)	神崎郡市川町下牛尾(別図100のとおり)	土石流
瀬加谷 (235000050)	神崎郡市川町上瀬加(別図101のとおり)	土石流
御室水車谷 (235000051)	神崎郡市川町上瀬加(別図102のとおり)	土石流
上瀬加北谷 (235000052)	神崎郡市川町上瀬加(別図103のとおり)	土石流
上瀬加虻田谷 (235000053)	神崎郡市川町上瀬加(別図104のとおり)	土石流
瓜生田川 (235000054)	神崎郡市川町下瀬加(別図105のとおり)	土石流
瓜生田谷 (235000055)	神崎郡市川町下瀬加(別図106のとおり)	土石流
上瀬加孫谷 (235000056)	神崎郡市川町下瀬加(別図107のとおり)	土石流
下瀬加定法谷 (235000057)	神崎郡市川町下瀬加(別図108のとおり)	土石流
下瀬加出口谷(1) (235000058)	神崎郡市川町下瀬加(別図109のとおり)	土石流
下瀬加出口谷(2) (235000059)	神崎郡市川町下瀬加(別図110のとおり)	土石流
下瀬加南山 (235000060)	神崎郡市川町下瀬加(別図111のとおり)	土石流
下瀬加西山 (235000061)	神崎郡市川町下瀬加(別図112のとおり)	土石流
下瀬加殿所 (235000062)	神崎郡市川町下瀬加(別図113のとおり)	土石流
加茂池川 (235000063)	神崎郡市川町下瀬加(別図114のとおり)	土石流
下瀬加永谷 (235000064)	神崎郡市川町下瀬加(別図115のとおり)	土石流
下瀬加四角ヶ谷 (235000065)	神崎郡市川町下瀬加(別図116のとおり)	土石流
下瀬加西ノ谷(1) (235000066)	神崎郡市川町下瀬加(別図117のとおり)	土石流
下瀬加西ノ谷(2) (235000067)	神崎郡市川町下瀬加(別図118のとおり)	土石流
五社北谷 (235000068)	神崎郡市川町小畑(別図119のとおり)	土石流

東官谷 (235000069)	神崎郡市川町小畑(別図120のとおり)	土石流
湯屋谷 (235000070)	神崎郡市川町小畑(別図121のとおり)	土石流
奥谷 (235000071)	神崎郡市川町小畑(別図122のとおり)	土石流
宮山 (235000072)	神崎郡市川町小畑(別図123のとおり)	土石流
追谷川 (235000073)	神崎郡市川町小畑(別図124のとおり)	土石流
源治郎谷 (235000074)	神崎郡市川町小畑(別図125のとおり)	土石流
東川辺踵谷 (235000075)	神崎郡市川町東川辺(別図126のとおり)	土石流
東川辺奥ノ谷 (235000076)	神崎郡市川町東川辺(別図127のとおり)	土石流
上田中月谷 (235000077)	神崎郡市川町保喜(別図128のとおり)	土石流
保喜穴宝 (235000078)	神崎郡市川町保喜(別図129のとおり)	土石流
保喜カラス谷 (235000079)	神崎郡市川町保喜(別図130のとおり)	土石流
寺の上 (235000080)	神崎郡市川町東川辺(別図131のとおり)	土石流
浅野谷 (235000081)	神崎郡市川町浅野(別図132のとおり)	土石流
谷山下谷 (235000082)	神崎郡市川町谷(別図133のとおり)	土石流
横倉山 (235000083)	神崎郡市川町谷(別図134のとおり)	土石流
滝音沢 (235000084)	神崎郡市川町谷(別図135のとおり)	土石流
尾市 (235000085)	神崎郡市川町奥(別図136のとおり)	土石流
新池谷 (235000086)	神崎郡市川町奥(別図137のとおり)	土石流
奥甘谷 (235000087)	神崎郡市川町奥(別図138のとおり)	土石流
碁林 (235000088)	神崎郡市川町上牛尾(別図139のとおり)	土石流
入角 (235000089)	神崎郡市川町上牛尾(別図140のとおり)	土石流
西ノ谷 (235000090)	神崎郡市川町下牛尾(別図141のとおり)	土石流

下牛尾千玉 (235000091)	神崎郡市川町下牛尾(別図142のとおり)	土石流
上瀬上谷 (235000092)	神崎郡市川町上瀬加(別図143のとおり)	土石流
上瀬下谷 (235000093)	神崎郡市川町上瀬加(別図144のとおり)	土石流
上御船 (235000094)	神崎郡市川町下瀬加(別図145のとおり)	土石流
殿所 (235000095)	神崎郡市川町下瀬加(別図146のとおり)	土石流
東奥谷 (235000096)	神崎郡市川町小畑(別図147のとおり)	土石流
番近 (235000097)	神崎郡市川町小畑(別図148のとおり)	土石流
足尾谷 (235000098)	神崎郡市川町東川辺(別図149のとおり)	土石流

(別図1から別図149までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備 部姫路土木事務所及び市川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第980号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年9月24日

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
亀坪(1) (136000033)	神崎郡福崎町東田原(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
亀坪(2) (136000034)	神崎郡福崎町東田原(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
東大貫(3) (136000035)	神崎郡福崎町大貫(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
東大貫(1) (136000036)	神崎郡福崎町大貫(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
東大貫(2) (136000037)	神崎郡福崎町大貫(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
東大貫 (136000038)	神崎郡福崎町大貫(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
西大貫(2) (136000039)	神崎郡福崎町大貫(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
西大貫(1) (136000040)	神崎郡福崎町大貫(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
大貫(2) (136000041)	神崎郡福崎町大貫(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊

大貫(1) (136000042)	神崎郡福崎町大貫(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
南大貫 (136000043)	神崎郡福崎町大貫(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
南大貫 (136000044)	神崎郡福崎町大貫(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛治屋 (136000061)	神崎郡福崎町八千種(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
井ノ口(2) (136000046)	神崎郡福崎町西田原(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
北野(1) (136000047)	神崎郡福崎町西田原(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
北野(2) (136000048)	神崎郡福崎町西田原(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
北野 (136000049)	神崎郡福崎町西田原(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
加治谷 (136000050)	神崎郡福崎町東田原(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
亀坪(3) (136000051)	神崎郡福崎町東田原(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
亀坪(4) (136000052)	神崎郡福崎町東田原(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
亀坪(5) (136000053)	神崎郡福崎町東田原(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
高橋 (136000054)	神崎郡福崎町高橋(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
高橋(3) (136000055)	神崎郡福崎町高橋(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
高橋(1) (136000056)	神崎郡福崎町高橋(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
高橋(2) (136000057)	神崎郡福崎町高橋(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
高橋(4) (136000058)	神崎郡福崎町高橋(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
余田 (136000059)	神崎郡福崎町八千種(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
小倉 (136000060)	神崎郡福崎町八千種(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
福井谷 (236000022)	神崎郡福崎町八千種(別図29のとおり)	土石流
大谷池谷 (236000023)	神崎郡福崎町八千種(別図30のとおり)	土石流
亀坪谷 (236000024)	神崎郡福崎町東田原(別図31のとおり)	土石流

大蔵西谷 (236000025)	神崎郡福崎町東田原(別図32のとおり)	土石流
百町池東谷 (236000026)	神崎郡福崎町東田原(別図33のとおり)	土石流
加治谷右谷 (236000027)	神崎郡福崎町東田原(別図34のとおり)	土石流
加治谷左谷 (236000028)	神崎郡福崎町東田原(別図35のとおり)	土石流
西谷西川 (236000029)	神崎郡福崎町西治(別図36のとおり)	土石流
西治谷 (236000030)	神崎郡福崎町西治(別図37のとおり)	土石流

(別図1から別図37までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備部 姫路土木事務所及び福崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第981号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
井ノ口(1) (136000045)	神崎郡福崎町西田原 神崎郡市川町西田中(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	

(別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所、福崎町役場及び市川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第982号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
澤 (135000131)	神崎郡市川町澤 神崎郡神河町新野(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所、市川町役場及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

税務職員身分証票無効公告

次の証票については、平成20年8月15日紛失したので、当日以降これを無効とする。

平成20年9月24日

種類	番号	交 付 年 月 日
徴 税 吏 員 証	第84156号	平成6年4月1日

兵庫県高齢者特別賞表彰

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条の規定により、平成20年9月3日に次の者を表彰した。 平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 氏名 芦 原 コトヨ
 - (2) 住所 三木市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、地区の老人クラブ会長や三木市老人会連合会役員として高齢者の生きがいと健康づく りに尽くされ、現在も連合会理事を務める傍ら、地域での清掃活動や子どもとの体験交流に活躍されてい る。

- 2(1) 氏名 石 川 り う
 - (2) 住所 姫路市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、鍼灸マッサージ師として地域住民への治療に尽くされ、現在も継続して治療を行う傍ら、兵庫県鍼灸マッサージ師会姫路支部が実施する老人ホーム等への施術治療奉仕に参加するなど、地域 医療の発展に活躍されている。

- 3(1) 氏名 大 西 忠四郎
 - (2) 住所 西宮市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、兵庫県軍恩連盟役員として、恩給制度の普及・啓発に尽くされ、現在も兵庫県軍恩連 盟西宮支部名誉顧問として受給者への支援や後進の指導・育成に活躍されている。

- 4(1) 氏名 片 島 美代子
 - (2) 住所 神戸市兵庫区
 - (3) 功績内容

永年にわたって、社団法人ガールスカウト日本連盟兵庫県第11団団委員長として、ガールスカウト活動を通じた青少年の健全育成に尽くされ、現在も兵庫県第11団団委員長や兵庫県支部財務委員会委員として後進の指導・育成に活躍されている。

- 5(1) 氏名 片 山 德 寧
 - (2) 住所 神戸市西区
 - (3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、神戸市西区医師会の設立・発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍されている。

- 6(1) 氏名 小 森 貢
 - (2) 住所 丹波市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、郷土の自然研究や文化財保護に尽くされ、現在は氷上町古文書の会会員として古文書の解読に取り組む傍ら、丹波自然友の会顧問として、後進の指導・育成に活躍されている。

- 7(1) 氏名 齋 藤 和 民
 - (2) 住所 豊岡市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、地区の老人クラブ会長や豊岡高年クラブ連合会会長として高齢者の生きがいと健康づくりに尽くされ、現在も連合会顧問として老人クラブの育成指導に活躍されている。

- 8(1) 氏名 鈴 木 治 雄
 - (2) 住所 神戸市垂水区

(3) 功績内容

永年にわたって、神戸(ホスト)ライオンズクラブの役員や会社経営者として奉仕活動や地域の経済発展に尽くされ、現在も、ライオンズクラブ終身会員や会社名誉会長として、奉仕活動や後進の指導・育成に活躍されている。

- 9(1) 氏名 髙 野 秀 勝
 - (2) 住所 神戸市北区
 - (3) 功績内容

永年にわたって、医師として精神科医療に従事する傍ら、社団法人兵庫県精神科病院協会副会長として協会の発展に尽くされ、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍されている。

- 10(1) 氏名 段 谷 秀 王
 - (2) 住所 芦屋市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、地区の老人クラブ会長や芦屋市老人クラブ連合会役員として高齢者の生きがいと健康 づくりに尽くされ、現在も地区の老人クラブ会長として老人クラブの育成指導に活躍されている。

- 11(1) 氏名 田 路 文 治
 - (2) 住所 宝塚市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、会社経営に携わる傍ら、宝塚防犯協会理事として防犯活動に尽くされ、現在も協会理事として街頭活動に参加するなど、安全・安心の確保に活躍されている。

- 12(1) 氏名 長 﨑 稔
 - (2) 住所 西宮市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、写真芸術の普及と発展に尽くされ、現在も西宮市展などの審査員を務める傍ら、西宮 写真美術協会会長として、写真文化の向上や後進の指導・育成に活躍されている。

- 13(1) 氏名 中 村 長 吉
 - (2) 住所 宍粟市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、一宮文化協会の俳句を楽しむ会会長として、俳句の普及と発展に尽くされ、現在も会長として、自ら研鑚を重ねる傍ら、後進の指導・育成に活躍されている。

- 14(1) 氏名 西 元 康
 - (2) 住所 神戸市灘区
 - (3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、救急医療活動に尽くされ、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍されている。

- 15(1) 氏名 灰 野 一 郎
 - (2) 住所 明石市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、呉服店を営む傍ら、兵庫県繊維品小売商業組合役員として繊維品小売業界の発展に尽くされ、現在も組合副理事長として後進の指導・育成に活躍されている。

- 16(1) 氏名 藤 森 善 一
 - (2) 住所 姫路市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、財団法人兵庫県傷痍軍人会役員として、傷痍軍人等の生活援護や健康増進に尽くされ、 現在も副会長として後進の指導・育成に活躍されている。

- 17(1) 氏名 前 田 正 夫
 - (2) 住所 尼崎市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、水彩画の普及と発展に尽くされ、現在も、美術展への出品や講習会を開催する傍ら、 尼崎芸術文化協会相談役として後進の指導・育成に活躍されている。

18(1) 氏名 増 井 幸 雄

- (2) 住所 神戸市北区
- (3) 功績内容

永年にわたって、日本ボーイスカウト兵庫連盟神戸北地区神戸第16団の団委員や育成会長として、ボー イスカウト活動を通じた青少年の健全育成に尽くされ、現在も副団委員長として後進の指導・育成に活躍 されている。

- 19(1) 氏名 横 田 昌 子(本名:雪)
 - (2) 住所 尼崎市
 - (3) 功績内容

永年にわたって、婦人会や公民館での創作折り紙の指導を通じて、地域の社会教育活動に尽くされ、現 在も個展開催のための創作活動に取り組む傍ら、公民館グループの指導者として、後進の指導・育成に活 躍されている。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完 了した。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町鵤字秋貞443番の一部、444番の一部、449番1、449番2、449番3の一部、450番1の一部、 450番2、454番1の一部、454番2、455番7の一部

同 郡同 町鵤字中宮寺499番3、499番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町木村303番地1

株式会社マルアイ 代表取締役 井 元 進

3 許可年月日及び許可番号

平成20年 2 月29日

兵庫県指令西播(建)第1-22号(19太子)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条並 びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条において準用する公職選挙法施行令第55 条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第14条において衆議 院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び 既に指定した施設に関し、指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者 投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年9月24日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 村 上 寿 浩

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

介護老人保健施設 神戸長者町白寿

苑

同 市長田区長者町98-2

を

介護老人保健施設 神戸長者町白寿 同 市長田区長者町19 - 1 苑 に改め、同表相生市の項中 石川島播磨重工業健康保険組合 播 同 市旭3丁目5-15 磨病院 を IHI播磨病院 同 市旭3丁目5-15 に改める。 2 老人ホームの表三田市の項中 特別養護老人ホーム サンウエスト | 同 市小野1139 - 1 を 特別養護老人ホーム サンウエスト 同 市小野1139 - 1 特別養護老人ホーム ゼフィール三 同 市富士が丘5丁目17-3 に改め、同表上郡町の項中 上郡町 特別養護老人ホーム ほうらいの里 上郡町中野1118 - 1 を 上郡町中野1118 - 1 上郡町 特別養護老人ホーム ほうらいの里 特別養護老人ホーム 野桑の里 同 町野桑3027 に改める。 兵庫県選挙管理委員会告示第61号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の 50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6 分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。 平成20年9月24日 兵庫県選挙管理委員会 委員長 村 上 寿 浩 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,768 選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数 とを合算して得た数

823,060

兵庫県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を 有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて 得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数 の3分の1等の数」という。)は、次のとおりである。

平成20年9月24日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 村 上 寿 浩

(選 挙 区 名)	(選挙区における選挙権を有する) 者の総数の3分の1等の数
神戸市東灘区	55,096
神 戸 市 灘 区	34,499
神戸市中央区	31,900
神戸市兵庫区	30,606
神 戸 市 北 区	61,088
神戸市長田区	27,893
神戸市須磨区	46,048
神戸市垂水区	61,024
神 戸 市 西 区	65,144
姫 路 市	133,607
尼崎市	126,898
明 石 市	78,705
西 宮 市	125,437
洲 本 市	13,724
芦 屋 市	25,760
伊 丹 市	52,216
相 生 市	8,970
豊岡市	24,260
加古川市	71,174
龍 野 市	10,891
赤穂市及び赤穂郡	18,768
西脇市	9,882
宝塚市	60,878
三木市	22,628
高 砂 市	25,599
川西市及び川辺郡	51,976
小 野 市	13,170
三 田 市	29,199
加西市	13,160
篠 山 市	12,349
養 父 市	7,748
丹 波 市	19,081
南あわじ市	14,455
朝来市	9,407
淡路市	13,842
宍 粟 市	11,898

平成20年 9 月24日	水曜日	兵 直	見	公幸	品	第 2016 号
1 12220 - 7 1 2 7 1	コンド田口	元 月	- //	<u> </u>	-IX	<i>7</i> 1

	平成20年 9 月24日	水曜日	<i>/</i> \	県 公	平 校	弗 2016 号
加	東市			10,622		
多	可 郡			8,611		
加	古 郡			17,773		
飾	磨郡			7,491		
SII)						
神	崎 郡			12,648		
揖	保郡			20,003		
佐	用郡			5,744		
美	方 郡			10,655		
~	יום על			10,000		